

帯広市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月18日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第28号

帯広市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 帯広市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項及び第17条第1項中「100分の127.5」を「100分の137.5」に改める。

第2条 帯広市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

号俸	給料月額
	円
1	159,500
2	160,600
3	161,800
4	162,000
5	162,100
6	163,200
7	164,400
8	165,500
9	166,600
10	167,700
11	168,800
12	169,900
13	170,900
14	172,300
15	173,600
16	174,900
17	176,100
18	177,600
19	179,100
20	180,700

21	181,800
22	183,200
23	184,600
24	186,000
25	187,300
26	189,600
27	191,800
28	194,000
29	196,200
30	197,900
31	199,400
32	200,900
33	202,400
34	203,800
35	205,200
36	206,600
37	208,000
38	209,300
39	210,600
40	211,900
41	213,200
42	214,400
43	215,600
44	216,700
45	217,800
46	218,900
47	219,900
48	220,900
49	221,800
50	222,700
51	223,600
52	224,500
53	225,400
54	226,300
55	227,200
56	228,100
57	228,900
58	229,800
59	230,700
60	231,500

61	231,800
62	232,600
63	233,300
64	233,900
65	234,500
66	235,200
67	235,800
68	236,300
69	236,800
70	237,300
71	237,800
72	238,400
73	238,900
74	239,400
75	239,900
76	240,400
77	240,900
78	241,400
79	241,800
80	242,300
81	242,800
82	243,300
83	243,800
84	244,300
85	244,700
86	245,200
87	245,600
88	246,000
89	246,400
90	246,800
91	247,200
92	247,600
93	248,000
94	248,500
95	248,800
96	249,100
97	249,400

第3条 帯広市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「期末」を削り、「第17条」の次に「一第17条の2」を加える。

第2条中「期末手当及び退職手当」を「期末手当、勤勉手当及び退職手当」に、「報酬及び期末手当」を「報酬、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第9条第1項後段を削り、同条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第9条の2 給与条例第29条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項から第4項までの規定は、勤勉手当の算定について準用する。この場合において、同条第4項中「期末手当」とあるのは、「勤勉手当」と読み替えるものとする。

第3章第2節の節名中「期末」を削る。

第17条第1項中「15時間30分以上の者に限る。」の次に「次条において同じ。」を加え、「給与条例第28条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の127.5」と、同条第4項中「給与条例第28条第4項中」に、「6か月」を「6月」に改め、同条第3項中「期末手当の」を「期末手当を」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第17条の2 給与条例第29条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第29条第2項中「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第9項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは「第14条第1号に掲げる職員にあってはそれぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)の基本報酬の額とし、第14条第2号及び第3号に掲げる職員にあってはそれぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の額の1月当たりの平均額に相当する額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項から第4項までの規定は、勤勉手当の算定について準用する。この場合において、同条第4項中「期末手当」とあるのは、「勤勉手当」と読み替えるものとする。

第19条中「第17条」を「第17条の2」に改める。

附則第2項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

附則第3項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 令和6年1月1日

(2) 第3条の規定 令和6年4月1日

2 第1条の規定による改正後の帯広市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の帯広市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(令和6年度における勤勉手当の支給額に係る特例措置)

4 令和6年3月31日において、改正前の帯広市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定の適用を受けていた会計年度任用職員であって、令和6年4月1日において引き続き会計年度任用職員として任用されたものについては、当該職員であった期間を第9条の2又は第17条の2の任期とみなし、同条の規定を適用する。

(規則への委任)

5 前4項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。